

居宅介護支援重要事項説明書

1 事業の目的および運営方針

(1) 事業の目的

本事業は、居宅において生活されている要介護者が必要な保健・医療・福祉サービスを適切に利用できるよう、居宅サービス計画を作成するとともに、計画に基くサービスが確保されるよう他のサービス提供事業者等と連絡調整を行い、あわせて介護保険施設への紹介、その他の便宜の提供を行うことを目的とします。

(2) 運営方針

- ① 当事業所の介護支援専門員は、利用者の方々の能力を維持し、自立した生活を営むことができるよう、サービスの提供および援助を行います。
- ② 心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基いた適切な保健・医療サービスおよび福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう努めます。また、常に利用者の立場に立ち、公正中立に行います。
- ③ 保険者及び各圏域の地域包括支援センターとの連携・接続に努め、緊急的な利用者の受け入れ体制を整備し、迅速且つ状況に即した対応を行います。

2 法人の概要

- 法人名称 : 社会福祉法人 米沢弘和会
- 所在地 : 山形県米沢市大字築沢 3046
- 代表番号 : 0238-32-2234
- 代表者氏名 : 理事長 佐藤 博
- 実施サービス : 居宅介護支援、(介護予防)訪問介護、(介護予防)通所介護、(介護予防)通所リハビリ、(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、(介護予防)、軽費老人ホーム

3 事業所の概要

(1) 事業所としての番号およびサービス提供地域

事業所の名称	サンファミリア米沢居宅介護支援センター
所在地	山形県米沢市塩井町塩野 520 番地
電話番号	0238-26-8259
介護保険指定番号	0670401777
実施サービス	居宅介護支援
サービス提供地域	米沢市内（市外の方についてはご相談下さい）

(2) 事業所の職員体制及び資格・職務内容

区分	人員	資格及び職務内容	計
センター長 (管理者)	1 (兼務)	資 格：主任介護支援専門員、社会福祉士 職務内容：居宅介護支援の提供及び事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行います。	1
介護支援専門員	3 (専任)	資 格：主任介護支援専門員 介護支援専門員 介護福祉士 職務内容：居宅介護支援の提供にあたります。	1 2 3

(3) 営業日及び営業時間

月曜日～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時30分

（8月13日から8月15日、12月30日から1月3日までを除く）

（電話等により24時間の連絡体制を整えております。）

相談受付窓口	0238-26-8259
--------	--------------

4 居宅介護支援の提供方法及び内容

居宅介護支援の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得てから開始するものとし、内容は次のとおりとします。

- (1) 居宅サービス計画の作成
- (2) サービス担当者会議の実施
- (3) 居宅サービス計画の実施状況の把握
- (4) 居宅サービス事業者及びその他の関係機関との連絡調整
- (5) 必要に応じて介護保険施設の紹介
- (6) その他必要に応じて、利用者に関する便宜の提供
 - *サービス担当者会議は、参加される当該利用者等の同意の元、テレビ電話装置等を活用して行う事も出来ます。
 - *テレビ電話装置等の活用したモニタリングの実施方法及びメリット、デメリットは以下の通りです。
 - ・利用者の状態が安定していることを前提として実施します。
 - ・実施にあたっては主治医及びサービス事業者等の合意を得ます。
 - ・2月に1回は利用者の居宅を訪問して面接を行います。
 - ・移動が不要であるため、ケアマネージャーとの日程調整が容易になります。
 - ・訪問者を自宅に迎え入れない為、利用者の心理的負担が軽減されます。
 - ・感染症が流行している状況でも、非接触での面接が可能になります。
 - ・利用者の健康状態や住環境等については、画面越しでは確認が難しいことからサービス事業所の担当者から情報提供を受けます。

5 医療と介護の連携（情報提供等）について

- (1) 医療機関に入院した場合は、担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供するようにお願いいたします。
- (2) 医療系サービスの利用を希望している場合は、利用者の同意を得て、意見を求めた主治の医師等に対して、ケアプランを交付させていただきます。
- (3) 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等について、主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。
- (4) 著しい状態の変化を伴う末期の悪性腫瘍の利用者については、主治の医師等の助言を得ることを前提として、サービス担当者会議を開催しない場合があります。

6 費用等

- (1) 居宅サービス計画の作成費用等

要介護認定を受けた方は、介護保険制度から全額給付されるので、自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納により、法定代理受領が出来なくなった場合は、1ヵ月当たり要介護度に応じて次の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス証明書を後日、居住地区市町村の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

介護保険給付額は1ヶ月あたり、下記のとおりです。

① 基本単位

○居宅介護支援費 I

居宅介護支援費（i）（一人あたりの取り扱い件数が45件未満）

要介護1・2	10,860円	要介護3・4・5	14,110円
--------	---------	----------	---------

居宅介護支援費（ii）（一人あたりの取り扱い件数が45件以上60件未満）

要介護1・2	5,440円	要介護3・4・5	7,040円
--------	--------	----------	--------

（40件以上60件未満の部分のみ適用）

居宅介護支援費（iii）（一人あたりの取り扱い件数が60件以上）

要介護1・2	3,260円	要介護3・4・5	4,220円
--------	--------	----------	--------

（60件以上の部分のみ適用）

尚、居宅介護支援費（i）（ii）又は（iii）の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が古いものから順に44件目まで居宅介護支援費（i）を算定し、45件以降については取り扱い件数に応じて居宅介護支援費（ii）又は（iii）を算定。

②各種加算

○特定事業所加算Ⅰ 5, 190円

○特定事業所加算Ⅱ 4, 210円

○特定事業所加算Ⅲ 3, 230円

○特定事業所加算A 1, 140円

○特定事業所医療介護連携加算 1, 250円

- ・主任介護支援専門員の配置等、介護保険法で定める基準に適合している場合、また、そのいずれかに該当した場合に算定。

○初回加算（初回月） 3, 000円

- ・新規に居宅サービス計画を策定した場合
- ・要介護状態区分が2段階以上変更となった場合。

○通院時情報連携加算（月に1回の算定を限度） 500円

- ・利用者が医師、または歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合に算定。

○入院時情報連携加算（入院月に1回を限度）

入院時情報連携加算（Ⅰ） 2, 500円
（入院した日のうちに）

入院時情報連携加算（Ⅱ） 2, 000円
（入院した翌日又は翌々日のうちに）

○退院・退所加算（退院・退所月）

- ・退院又は退所にあたって、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅及び地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合。

（入院又は入所期間中につき1回を限度）

退院・退所加算（Ⅰ）イ 4, 500円

- ・情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けている場合。

退院・退所加算（Ⅰ）ロ 6, 000円

- ・情報の提供をカンファレンスにより1回受けている場合。

退院・退所加算（Ⅱ）イ 6, 000円

- ・情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回受けている場合。

退院・退所加算（Ⅱ）ロ 7, 500円

- ・情報の提供を2回受けており、1回以上はカンファレンスで受けている場合。

退院・退所加算（Ⅲ） 9, 000円

- ・情報の提供を3回以上受けており、1回以上はカンファレンスで受けている場合。

○緊急時等居宅カンファレンス加算 （月2回まで）2,000円

- ・病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、話し合いを行い、必要に応じてサービスの調整を行った場合。

○特定事業所集中減算 2,000円

- ・正当な理由なく6ヶ月間に作成されたケアプランに位置付けされた、居宅介護支援の給付対象となるサービスにおいて、特定の事業者の割合が80%以上である場合。（ケアプラン数が一定数以下等の条件を満たす場合を除く）

○高齢者虐待防止措置未実施減算

- ・虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合
所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

○運営基準減算

減算要件に該当した場合。 基本単位数の50%を算定

減算要件が2ヶ月以上継続している場合。 算定しない

<減算要件>

- ・サービス担当者会議または担当者に照会を行っていない場合。
- ・居宅サービス計画原案を利用者または家族に説明し、同意を得た上で計画を利用者または家族に交付していない場合。
- ・特段の事情なく1ヶ月に1度利用者の居宅を訪問して、利用者に面接しない場合。
- ・面接、状態確認の結果を記録していない状態が1ヶ月以上継続している場合。
- ・利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることの説明を行わなかった場合。

(2) その他の費用

<交通費>

前記3の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員が利用者を訪問するための交通費の実費が必要です。自動車を使用した場合は、1km当たり100円となります。

7 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

虐待防止に関する担当者	森下 玲子
-------------	-------

8 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

9 感染症の予防及び蔓延の防止のための措置

感染症の発生及び蔓延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- (1) 感染対策委員会の開催
- (2) 感染症の予防及び蔓延の防止のための指針の整備
- (3) 感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練の実施
- (4) 専任担当者の配置

感染症防止に関する担当者	森下 玲子
--------------	-------

10 身体的拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

11 サービスに関する相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関する相談・苦情及び居宅サービス計画に基いて提供している各サービスについての相談・苦情については、次のところで承ります。

＜相談・苦情窓口＞ サンファミリア米沢居宅介護支援センター
サービス担当責任者 森下 玲子まで
電 話 番 号 0 2 3 8 - 2 6 - 8 2 5 9
苦情受け付け時間 午前8時30分～午後5時30分

＜その他窓口＞

米沢市高齢福祉課 0 2 3 8 - 2 2 - 5 1 1 1
山形県国民健康保険団体連合会 0 2 3 7 - 8 7 - 8 0 0 6

12 担当の介護支援専門員

氏 名	
-----	--

事業所の都合により、担当の介護支援専門員が変更になる場合は、事前にご連絡をさしあげます。また、担当者の変更を希望される方は、遠慮なくお申し出下さい。

13 その他

- ・より良いケアプランを提供できるよう、内外の研修に参加しております。
- ・当事業所及び職員に対するお心遣いは、一切お断りいたします。

居宅介護支援の提供開始にあたり利用者または代理人に、重要な事項について説明しました。

説明者	所属	サンファミリア米沢居宅介護支援センター
	氏名	印